

古言梯の開版期に就いて

古言梯の刊行は、普通明和二年五月とせられて居るが、實は然うでなくて、明和五年十二月頃か、又は翌六年正月の開版完成であらうと考證するのが本旨である。

一

凡そ文字に書かれてあるものを研究對象としたり、研究資料とする場合には、其れが一片の文書であるにしても、金石文の類であるにしても、書籍の形と成つたものでも、皆大なり小なり書誌的考察が必要である。そして書誌的考察と云ふと、種々の觀點よりするものがあるが、今、書籍に限定すると、其れが作られた時代、寫された時代、刊行せられた時代等の事が、重要な考察事項と成る。尤も成立年代や刊行年代が明記せられてある場合には、考察も不要と成る筈であるが、時には然う云ふものに於いても、考察をゆるがせに出来ない事がある。後掲本であり乍ら刊記の元通りである場合とか、後掲の際に訂正を加

岡田 希雄

へたと云ふ場合とか、異版でありながら刊語や刊記に變りが無い場合とか、新しく版を作る場合に訂正する場合とかが其れであるが、此の他にもいろいろな場合もあるだらう。例へば書物に書いてある刊行年月が、實際の刊行年月に一致しない場合であつて、現在の月刊學術雜誌の類にはこれがあるやうだが、徳川期の書物にも此の種のものが多かつたのではあるまいか。妙文寺義門の著述で氣づいたものもあるが、前に「版種攷」を發表立命館文學昭和十二年七月
八月號「古言梯開版攷」した責任上、今訂正説を述べようとするところの古言梯が亦然うであつたのである。

二

一體古言梯には、魚彦本と、濱臣増補標註本と、山田常典標註本(他に補珍本もある)との三種あるが、最初の魚彦本の刊行年月に就いては、赤堀氏の國語書目解題に「明和二年五月刊」とあり、大河内傳次郎發行と明記あり、山田常典の

名遣の歴史

昭和四年
七月刊

大谷大學の龜田次郎教授執筆の日本文

學大辭典第二卷

昭和八年
四月刊

「古言梯」條等も、明和二年五月の

刊行である事を明記しあり、濱臣の増補標註本にも「明和二年

乙酉五月原刻」と明記してあるから、四みに濱臣標註本は「文政三年庚辰十二月再刻」と成つて居るが、

此の本が濱臣に無断で版別發行せられたのは、文政二年十月であつた事は拙稿「版権費」に説明して居る 明和二年五月の刊行

である事は、極めて明白であり、何等疑問は無い筈である。し

かして、魚彦が「明和のはじめのとしの八月にあつめ終ぬ」と

巻尾に記し居り、同じ眞淵門の藤原○加の宇万伎の序が「明

和二のとし四月」であるのも、何れも本書の刊行を明和二年五

月と認めしめるに充分である。

だが、此の明和二年五月刊行の古言梯と云ふものは、流布が

少いと見えて、自分の如きは十何年來、此の版を探して居るが

未だ見つけないのである。世に流布する古言梯の美濃型本と云

へば、題箋が「古言梯再考」とある再考本か、若しくは濱臣標

註本かであり、巻頭の五十音圖が

あ い う え を。

や い ゆ え よ

わ ゐ う ゑ お。

と成り居り、本文十三丁裏の「ゑ」(ア行に屬して居る、ワ行では無い)の所には「追て云、此部は和行に出すべきを、不意

古言梯の開版期に就いて

にこゝに事たり、此行のえの部は也行に一所にあり」と云ふ

書が添うて居るものである。本文は「あ い う え を。」であ

り乍ら、巻頭音圖が「あ い う え を。」であつては矛盾である

筈だが、是れはもと／＼巻頭音圖も「あ い う え を。」であつ

たのが、本文に右の註を加へるに際して、巻頭の「ゑ」を埋木

して「え」に改めたのである。だから「え」と改めた當初の版

本では埋木改刻である事が判らないが、後刷のひどいのに成る

と、埋木が動いたために「え」が埋木である事が、直ぐ判るや

うに成つて居る。然う云ふ改訂本(再考本)が普通は流布し居

り、其れを見なれて然う云ふ本によりて古言梯を説くのが、國

語學史の常と成つて居るのは遺憾である。(例へば、或る碩學

其の考は明和二年五月本を指圖して居られる は、古言梯の加藤宇万伎の序文に「あ い

え を の 五十連のこゑになも有」と見えると云つて居られるが、

古言梯の本文の阿行の文字を見れば、決して然う云ふ事がある

筈が無いと思ひ、「再考」本ならざる本を検すると、案の定「あ

い う え を。」と「ゑ」までも誤つて居るのであり、再考本で「え」

が正しく成つて居るのは、訂正の結果埋木改正したものなので

ある事が判るのである。だが此の事は無視せられて居るのであ

る。ところで斯う事實を無視する事は、國語學史の立場から云

へば遺憾である。しかしてこれは書誌的考察の不足の致すこ

ろである。因みに再考本と成る前に「再考」とは無いけれど、

一部分の訂正を加へてある所謂「不記再考本」も存する。

そこで自分は、明和二年五月初刷本ならば、「再考」ともあるまいし、巻頭普圖も「あいうゑを」と成つて居るだらう。

序年、此の事を云つた國語學史家も解題者は一人も無い 後の本に「再考」とあるからには、

「再考」本と「再考」と無き初刊本との間には、本文にも多少の相異があるであらう、國語學史を專攻するからには、其の初刷

本を見たいものだと思ひ、十何年も探して居るのであるが、國語書

書肆店頭、古書即賣會 未だに二年五月河内屋瀧七郎版は見えて居

ない。又其の本の所在も知らない。國語館の目録なども、國語學史目録

大分県立館目録に「外大、明和二年」とあるものは明和二年 しかし

て昭和十年十一月に至り、漸く河内屋本よりは刷りが後れる

が、題箋に「再考」と無く、巻頭普圖が「あ・い・う・ゑ・を」と

ある無刊年須原屋發賣本を大阪の古書肆店頭に得て喜び、これ

を記念するために古言梯版種放を翌年一月に書き、昭和十二年

七・八月に發表し、此の本と再考本との學說の相異等を述べた

のであつた。かくして其の後も二年五月河内屋本を探し續けて

は居るが、未だ見付け得ない。但し其の後、無刊年須原屋本

は、即賣會で二度見た。初度のは二部も所持するに及ばぬから

買ひもせなかつたが、二度目のは、これも他生の縁かと思ひ何

の氣も無く購入した。今取り出して見ると、巻頭に三箇、巻尾

に二箇の朱印があり、其の中三箇は肉附悪く讀みづらく一つは

極めて新しいから問題で無いが、巻尾に「尙賢」と横に並べた

陰刻正方形一邊七 朱印は、或いは荒木田尙賢のであるまいか

と思はれる。尙賢と云ふやうな名は有りふれたもので同名異人

もあるだらうが、自分には何うも荒木田尙賢であるやうに思は

れる。ひまきた 尙賢は宇治の荒木田尙喜の長男で、内宮の權願宜であつ

た。宣長よりは九歳の年少で、其の妻は津の谷川土清の娘であ

つた。眞淵に入門したが、宣長にも親んで居た。享和刊本新撰

字鏡に見ゆる眞淵書簡の宛名「落葉雅樂」〇宣長と云ふは此の尙賢

の事で、其の書簡中で眞淵は「松坂輝庵」〇宣長へも御面談之

由、才子とは開候得共、いまだ學業不_レ弘候、何とぞ宜くなれ

かしと存候事也」と云つて居るが、尙賢は眞淵歿後十八年にし

て天明七年につひに宣長門に入門した。宣長の門人鎌同年條に

「度會宇治 落葉雅樂 荒木田尙喜主領形初」と見える。眞形はヒサ

カタである。但し翌天明八年七月一日、五十歳で歿し、宣長は

哀悼歌鈴屋を詠じて居る。要するに宣長にとりては友人でも

あり、門人でもあつたのだ。自分の入手した本が、果して尙賢

のであつたとすれば自分には興味が深い。蓋し、自分が最初入

手したのが、參河の鈴木榮滿藏本であり、其の榮滿がまた眞淵

門人にて、後に宣長門人と成つた人であり、且つ自分が古言梯の刊行年月に疑問を抱き、此の拙稿を書かうとしたのが、梁瀾の宣長へ與た書簡や、宣長の方の記録を見たが爲めであるからである。(斯く書いて置いて、神宮皇學館教授岡田米次氏に御教示を仰いだところ、やはり此の藏書印の主尙賢は荒木田尙賢であつた。まことに奇遇である。)

さて筆を進める。述ぶべきは梁瀾に關した事と、古言梯の開版年月とである。

三

まづ梁瀾の事を述べる。

家藏の梁瀾舊藏古言梯には、「三河國、吉田方、神主、熊野鈴木」と云ふ印文ある圓形陽刻墨印と「吉田城南、鈴木神主」と云ふ印文の長方形^{角は無}陽刻朱印とが存し、「梁瀾云」「梁瀾案」「やなまろ」などある書入や押紙が多く存し、且つ

明和六年丑三月十七日、眞瀾大人より送り來るを、三月十

九日ひとたびよみつ、やなまろ

發給せし五
丁左押紙

此書明和六年丑三月十七日、加茂眞瀾大人より送り來るを、三月十九日までひとたびよみたり、梁瀾、加茂眞瀾は岡部衛主といふ人なり、江戸田安中納言に仕へ貳百石を給ふ、屋敷は江戸濱町山伏井戸といふ處にあり、今名跡岡

古言梯の開版期に就いて

部次郎右衛門といふ、田安公の家臣也、今も貳百石を給ふ、明和六年十月晦日加茂眞瀾死、以上眞瀾家文
の屋敷ところ

加茂大人晩年あいうゑをのゑ字をえに改む俗頭五十音圖の頭
にも改つて居る。

などあるので、今の豊橋市外西方の吉田方村の鈴木と云ふ神主で梁瀾が其の神主の名であつたらう、熊野神社の神主であつたのかも知れない、縣居門人録には見えないが、眞瀾の門人であつたらしい、鈴木梁瀾と云つたのだらう等と推定し、かつ、文化九年四月、吉田の中山美石が後撰集新抄を完成した時、梁瀾が歌を寄せて祝うて居る事を書き添へたが、拙稿が發表せられると、早速名古屋の國文郷界で活躍して居られる岡田稔氏より「梁瀾、姓徳積、鈴木氏、名は土佐、三河吉田熊野神社の神主、文化五年に七十八歳であつた、宣長門人、天明四年條」と云ふ教示を戴いた。眞瀾門人だらうと云ふ事に拘泥し過ぎたために「三河吉田、熊野社司、鈴木土佐、徳積梁瀾」とある宣長門人録を檢するのを忘れたのは汗顔の至りであるが、自分の見當の幾分中つて居たのはせめてもの慰みであつた。さて宣長の門人である以上は、宣長の稿本全集や書簡集を調べたら、今少し傳記も判明するだらうとは考へたが、學者としては名も無いものを、短冊蒐集などの好事家らしく調べるにも及ぶまいと、

調査は一顧もせなかつたが、此頃他の目的で稿本金集や書簡集を見たところ、案の定、宣長より梁満に與へた書簡三通が載つてゐるのを知つたのである。しかも其の中の一通は案文であるが、甚だ珍しい破門狀の案文であつたのだ。其の破門狀は稿本金集第二輯に載せてあるが、其の解説^{四三}に、鈴屋の「來訪諸子並聞名諸子」に天明三年五月、梁満が鈴屋を訪問した事が記してあり、そこに「先師入門ノ人」と註してあると云ふから、梁満は眞淵門人であつたらしいとする自分の推定は、やはり的中したのであつた。さて梁満は天明四年に鈴屋へ入門したのである。其の翌年、即天明五年二月廿七日附で、宣長が梁満に與へた書簡が、書簡集に出て居る。

正月五日之貴札、其節早速相達、忝拜見仕候、此節漸春暖相催候、慈御平安御座被_レ成候哉、承度奉_レ存候、此方よりも先月書狀差進じ申候、定而相達御覽可_レ被_レ下奉_レ察候、一、御入門爲_ニ御賀儀_一南鐐銀壹片御惠贈、被_レ入_ニ御念_ニ候御義、忝祝納候、以後懇無_ニ御隔意_一可_レ申承_ニ候、別而御丁寧成御紙面之趣、承知仕候、扱御入門被_レ成候而已_ニ而ハ、御得益も御座有間敷候ヘバ、此上何事_ニ而も御不審之條々、御間目御認御越可_レ被_レ成候、且又愚老説とて、いかゞ思召候義ハ、少しも無_ニ御遠慮_一幾度も御議論承度候、

先は右御返事得_ニ貴意_一度、如此御坐候、尙期後信、早々恐惶謹言

二月廿七日

本居宣長

土州鈴木君

机下

同じ年の十月四日にも宣長は手紙を書いた。

一筆致_ニ啓上_一候、逐日冷氣甚候節、慈御平安御座被_レ成候哉、承度奉_レ存候……誠ニ去六月、暑中爲_ニ御尋_一御狀被_レ下、早速相達、忝致拜見候……雅俗用事紛冗、御無音仕候段、御用捨可_レ被_レ下候……且又申斐國小佐野和泉守殿と申人之御事も、稻掛生物語にも承申候處、又々御紙面にも被_ニ御聞_一愚老方へ入門も被_レ致度存念之由承知仕候向々古事記傳も追々御覽被_レ成候由、珍重奉_レ存候、尙又惣體御不審之事も御座候ヘバ、追々御尋可_レ被_レ成候

かくて右の書中に見える「稻掛」即ち宣長門人（後養子と成る）稻縣太平の手紙^{天明六年七月二十二日附、要田土滿あて}に、「古事記傳なども第五六迄寫取、その外、三善考^{〇漢字}のたぐひ、其信伏候よし、士佐公^{〇漢字}より毎々書狀に御さ候、そのうへ、甲斐ノ社家など、だんく本居へすゝめ、松坂へおこされ、其本居信即に見え候」と云うた程の鈴屋の忠實な門人ではあつたが、世俗的に

はかなりの野心家であつたらしく、京の吉田家に取入り、其の威光を笠に着て、參州吉田領の在々の小社の神主や、神主の居ない百姓持の小社までも、自分の支配下に置かん事を謀り、從はぬものは江戸公儀へ申し遣はすなど申立てゝ金銀を取り、神社の樹木を伐採せしめ、其の代金を取上げるなどの惡辣な行爲があつて、參州の社家共より鈴屋の方へ報告があつたので、（此の事右の太平の書前に見ゆる）宣長は、致し方無く天明六年閏十月十四日に、破門狀を送つて居る。其の案文は左の如し。

一筆致啓上候、寒冷之節愈御安全被成御座候哉、承度奉存候、然ば貴兄義、兼而愚老方へ御入門被成師弟之約成し申候所、近來承候へば、御職分之義に付、貴國神職之衆中へ對し、如何敷御義共有之候由風聞御座候、然共よもや左様之品は有之の間敷義と存居申候所、其後方々より承候に、彌相違無之無相聞え申候、右は古學御執心には似合不申俗情鄙劣之御振舞殊に神慮の程難計、愚老門人と御名乗被成候事、甚迷惑存候、因茲乍三氣之毒自今師弟之義永令改變候間、左様に御心得可被成候、右御斷爲可申達、態以書申、如斯御座候、恐惶謹言

閏十月十四日

古言櫛の聞版期に就いて

本居春庵

宣長

鈴木土佐様

此の破門狀を送ると同時に、其の十六日に遠江の栗田士満宛の書狀を書き其の中で

一、參何鈴木土佐事、先達而入門被致、殊外古學執心之趣に相聞え申候處、段々風聞惡敷事共承り、愚老門人と名乗られ候事、迷惑に候故、師弟之約改變致し遣し申候と云つて居る。かくて梁滿は破門したが、三年後の寛政元年

には梁滿の息鈴木陸奥（穂積重野）の入門は許して居る。子息を入門させた梁滿も面白い。序ながら宣長より梁滿へ送つた二通の狀には、（破門狀は宣長手許に送した案文だから別）其れど「天明五年三月十六日到來」

「天明五年巳十月九日到來」と、受信者の筆と思しきもので記入してあると云ふ。これを、梁滿舊藏古言櫛に「明和六年正月十七日眞淵大人より送り來るを、三月十九日ひとたびよみつ、やなまろ」と記入して居るのに比べると、こゝに共通の現象を見ると云へる、梁滿はかなり規丁面な男であつたらしい。

増補本の眞淵全集第十二卷昭和七年九月刊には關部讓氏編輯の縣居

書簡集續編が出て居る。宣長の書簡集に比べると、數は少いものだが、此の中に古言櫛關係のものが無いかと檢したところ、

想像通り存した。しかも梁滿關係のものも存したのである。其は二月廿日附で、眞淵が吉田方村（梁滿の村である）の親戚植田七三郎宛

てに出した書簡であつて、其の中で眞淵は

最前貴宅にて一面致候鈴木氏、舊冬入門之事有之、此度

其返書、見書物等遺候、其中、古言梯といふは、門人の出

判○希云せしかなつかひの書也、貴所にも一部御取置可レ然

候間、一同に遺候、他は鈴木氏へ遺候也、貴所にも惣て

學事御好と聞え候、鈴木氏之文通之度、其方之事可レ被レ仰

聞候哉、貴所には親方に候へば、門弟などいふには不レ及

候一事也……冠辭考も近年所々直したる改正本御座なく

ば可レ遺候

と云つて居る。「貴宅で一度對面した事のある梁滿が舊冬入門

したから、今度其の返書や書物などを送つた、其の書物の中、

古言梯は一部を貴所に差上げる所存で一緒に梁滿の方へ送つ

た」と云ふのであらう。此の時、眞淵が梁滿に遺はしたと云ふ

古言梯は、明和六年丑の三月十七日に梁滿の手許に届いたので

あり、其れが今家藏に歸して居る本である。梁滿が眞淵門へ入

門したのは、明和五年の冬であつたのだ。眞淵の「返書」と云

ふは、入門許可の狀の事であらうが、因みに岡部氏は此の狀を

明和五年のものと推定して居られるが、梁滿舊藏本古言梯の書

入により、明和六年二月廿日附のものである事が確かである。

梁滿の名は、明和六年九月廿三日附、栗田士滿宛眞淵書簡に

も見える。たゞし名が見えるだけのもの、此の十月晦日に眞淵は歿した。梁滿の事は是れで終る。

四

自分の古言梯版種致は、明和二年五月の河内屋版が、改訂せられて再考本と成り、背圖も「あいうえを」と成つたのは何時であつたかを闡明したく思つたのであつたが、明和六年三月十七日に梁滿が、眞淵より送られて入手した須原屋版古言梯が、本文はやはり初版なる河内屋本と同じものと信ぜられるものである爲めに、全く解決はつける事できなかった。普通ならば、明和六年三月頃はまだ再考本は出て居なかつたのだと云つて可いところだが、又考へると、隱説的だが、すでに再考本は出来て居たけれど、何かの都合で、眞淵が未訂正本を送つたのであるかも知れないとも云へるからである。

しかし今度、稿本全集に見える眞淵の書簡を見るに及んで、「古言梯は明和二年五月の刊行では無い、明和六年正月頃の刊行である、梁滿は、刊行せられると、間も無く眞淵より送つて貰つたのであらう」と考へるやうに成つた。以下其の事を述べ

る。本居宣長稿本集第二輯の終の方に、宣長宛て眞淵書簡を數通載せて居るが、其の中に、宣長の母親が歿した年即ち明和五

年の四月晦日の宣長書狀に對する六月十七日附眞淵書狀がある。其の中に

一、萬葉再問、此度にて終候事珍重御事也、但萬葉の考は二度三度などにて盡べからねど、さのみ一書に泥むべからねば、先此上は他にうつり、給ふもよき事也、其答は傍書いたし遺候、かなの不審御間の中、とかくに未詳事多し、近年新撰字鏡てふものを一卷得候へば、よほどかなを定めたる事有之、それらは門人掛取魚彦てふ人、假字の本を此度出判に候、いまだ出来かね候、秋中に出来候はゞ可遺候、百枚ほど有之を一冊にいたすと申也

と云つて居る。「此度魚彦が作つた假名遣の本を出版するのだが、まだ出来かねて居る、秋中に出来る豫定である」と云ふのであつて書名を擧げて居ない。百枚ほどあるを一冊にすると云ふ話だあるのを見ると、版下も未だ出来て居ない趣きだが魚彦本の古首標は、本文七十五丁、序、附書、假等七丁、計八十三丁である。それを百枚ばかりと云つて居るから、版下も出来て居ないかの如くであると云ふのである。これは然う見るのでは無くて、大ざつぱに「百枚ほど」と云つて居ると解す可きであらう。次ぎの眞淵書狀にも同じ様に云つて居る。とにかく此の文句で見ると、今度開版するのであり、前に開版して賣り出して居たものを、所々訂正して刷出すと云ふのでは無い事は明かである。

古言梯の開版期に就いて

稿本全集は明和五年三月十三日夕附のもの（第五書簡と呼んで居る）を、擧げ、さて次ぎに同年のものとして、有栖川宮家々臣と稱する伊東主膳と云ふものに致むかれし事を述べて居る第六書簡をのせて居るが、此の書簡には日附が無い。しかし別紙が添うて、其れに

爲、中元御嘉儀、金百疋御役、不相替致祝着候。且冠辭再正本一部遣し候料物廿五匁分御越、受取相濟候、近日、古言梯出来候はゞ可遺候、是は百枚ばかりを一冊にせんといへり、以上

と中元の贈物に對する謝禮を述べ、且つ古言梯に關する記事を記して居る。此の文面によると、此の狀は中元以後に於いて、前の六月十七日狀同様に古言梯の版本出来の豫告をして居るのである。しかして翌明和六年正月廿七日附書翰（此の書簡、稿本全明和六年とあるから、年の明記してあるものと違つて居たら、依々本は明和十一年の附書翰の題宛宛氏に明和五年正月のものとは附してないであつた。そこで附書翰の題宛宛氏に明和五年正月のものと推定して居られるが、これは、萬葉集が古言梯を入手したのが明和六年であるから、この推定は誤である。稿本全集の如く、六年正月のものとするべきだ）の尾には

かなの一冊出来故遺候、代は五匁に而候、いつにても可被遺候、此中にも龜相有て追々に改候事也、最前、短のかな不見といひしを、萬葉十五に三百かき命とある物を見おしたりし、かゝる事にはあやまち多き物故、其許に

ても御見當候事あらば、早々御申越可被_レ成候、魚彦も同門なれば、助けやられ候御心にて、吟味なされ可_レ被_レ遣候とある。漸く版本完成、版本が出来たのだ。恐らく、明和六年正月に成りての完成か。二月中には、古言梯が宣長の手許に届いて居る筈である。此の狀は彫刻出来たての初刷本を送り、門人同志の間柄だから、悪い所があらば、注意してやつてくれと云ふ師匠としての依頼を書き添へたものである。ミジカシの假字附は萬葉にあるのに、其れを落して居ると眞淵が云つて居るのは、古言梯に「みじかし」として擧げ、さて「此假字古書に見えず、別に考ありてしばらく此假字を用」と斷つて居るのを云つて居るのであるが、再考本では此の註を削り、萬葉により美自可伎の例を擧げたために、次ぎの「みづのえ」(壬)との間に不要な空白が出来て居る。

しかして第七書簡、即ち同じ年の明和六年五月九日附書翰には、次の如く記してある。

一、古言梯に瀕候かな多候、此人多年の撰にて先出来候、餘りに繁多故思ひ落せしもの也、仍而追稿を出し可_レ申心得に申候へども、容易には出来候まじく候、猶又御見當之事等有之候はゞ御記し頼入候、小子述作には無_レ之候得共、門下之非説は同く小子が愧に候へば也、用等之かなは

拙らもいまだ心得ざるに、いかに思ひしにか、わゐ、の昔として今まで附候を、此度の御考により候はん也、後世といへど、一條三條の御代までは聞古意も殘候事も有之故、已ことを得ぬ時は、皆從て後を待べき事也、をりはへ、をく、いとほしは先年より論定おきしを、いかでもらせしにや、さる事多かるべし○布云、落せし、もらせしなど本のまゝ。

一、アイウエヲを、或一傳のまゝに、ゑのかなを書候を、萬葉に得をウのかなにせし所三所ばかり見出しつ、得の音をばトのかなにせれば、ウはエの言の轉と見ゆ、然ばアイウエヲかワキ、ゝゝの二つの内一はエなるべし、悉曇家に用るにアイウエヲなれば、今是に仍て改むべし、己、若時あしき人に習候事心に残り三四十年来に改候へども、猶かゝる事有之候也、古言梯にもその事改めよといひしを、魚彦先月上道、京都へ上、それより關津へで、大和一覽、伊勢參宮の主意也、依而よくも改めふせざるべし、伊勢へ參候はゞ、貴所を尋可_レ申と申候、左候はゞ、御心安く御面談可_レ被_レ成候、才は乏候へども、多年故、少は心得候事も有之候、假字をば勞候へば、よく覺候も多也

これを見ても古言梯の版刻がやつと完成して出版せられた趣きである。なほ此の書簡によると、古言梯を見た宣長が、眞淵の

依頼もある事だから、何か批判的な事を眞淵に申し送つたらしい趣きである。其の状は眞淵書狀のはじめに「先月之芳示、且續紀之宣命一冊到來」とあるから、五月に入りて届いたらしい。「用」の假名遣は、宣長の後にも太田全齋、黒川春村、岡本保孝其の他諸學者の説があり、明治以後に於いても疑問假名遣の中に取入れられて居る程であるが、宣長は、伸正集に鮮に用を懸けて居る例により、ハ行と定めたのであつた（記號十卷五七頁）其れで眞淵に云うてやつたのだらう。いかにも古言梯は「もちゐるもちう」にして居る。さて宣長が云うてやつたからには訂正したかと云ふに、後刷本に至るまで訂正無く、酒田標註本の頭註で其の師村田春海が源俊頼の「我をもちひのます鏡」の歌句により「しばらくよりてあるべし」と云つて居る。しかし引證材料としては、時代の古い伸正集を憑げる可きだ。次ぎに眞淵は「をりはへ」「をぐ」「いとほし」を梯が漏らしたのは何うした事かと云つて居るが、「をぐ」以外は須原屋本に見えるから、眞淵にも思違ひがあるやうだ。

次にアイウエヲ云々の事は、眞淵が冠辭考の音圖に於いて、アイウエヲとし、魚彦の古言梯初版が同じ様に誤つて居る事を、宣長が指摘して來たものと見える。宣長の注告に先き立ちて、眞淵も注告したのだが、魚彦は四月中に上方への旅に出た

古言梯の開版期に就いて

ので、訂正も出来ないだらうと、眞淵は答へて居るのである。がとにかくこれも、宣長の得た古言梯が「あい・う・を」とある本、即ち未訂正の本であつた事を示して居る。要するに宣長は明和六年二月に、刊行出來たその古言梯初版を眞淵より入手して居るものなる事は明かだ。眞淵が「追稿を出し可申心得に申候へども容易には出來候まじく候」と云つて居るのは、古言梯の刊記のところに「古言梯餘稿 近刻」とあるものゝ事であらう。此の廣告は染瀬本にも存するから、稿本も出來ぬ中から、近刻の廣告を出したものと見える。

さて眞淵の宣長宛書簡を右の様に配列するについて、年月日の判らぬ第六書簡につき、編者本居清造氏は

「別紙」に冠辭考再正本代價領收ノ記事アリ。而テ第四書

簡○明和四年十一月十日のものニソノ代價ノ豫告アリ。サレバ此ノ書ガ

明和四年十一月ハロ以後ノモノタルコト明カナリ。マタ

「別紙」ニ古言梯近日出版ノ由ヲ記セリ。而テ第七書簡○明和六年五月九日のものニ古言梯既ニ刊行、宣長マタ一覽セル趣ヲ記セリ。

サレバ此ノ書ガ明和六年五月以前ノモノタルコトマタ明カ

ナリ。サテ「別紙」ノ初ニ申元嘉儀ノコトアリ、明和四年

十一月以降、同六年五月以前ニオケル申元ハ、コレヲ同五

年ノ外ニ索ムベカラズ。ヨリテ此ノ書ノ年紀ハ明和五年ト

推定すべきナリ。

と云つて居られるが正に其の通りである。だが此の推定はせずとも、第一輯^{六七頁}以下に見える「上京セル寶曆二年ヨリ、安永二年ニ互レル間ニ、或ハ購求シ、或ハ自ラ購寫セル書籍目録」(此の目録が何う云ふものであるかの説明は無い。宣長の手控へらしい。「但シ當時ノ自筆本ニシテ、現存セル書ノ、該目録ニ載ラザルモノアリ。サレバ實際購求セル書籍ノ記載漏レ、マタ無シトハ云フベカラズ」と云ふ斷り書のあるものである)の中に冠辭考の補正本は不思議にも漏れて居るが、古言梯の方は

古言梯 一 丑四月・五友

とありて、宣長が古言梯を入手、又は送金したのが丑年(明和六年)の四月である事が明白に知られる以上、第六書簡が、明和五年七月十五日以後のもの、恐らくは八・九月頃のものである事は、これ亦明白である筈である。

たゞこゝで、やゝ不思議に思はれるのは、眞淵は明和六年正月廿七日書翰で「かなの一冊出来故遺候」と云つて居るから、本は、此の手紙と一緒に松坂へ送られたのだらう、十日位で届く筈だから、従つて遅くとも二月十五日頃には、本も手紙も宣長の手に届いて居るだらうと思はれるのに、宣長の手控へては、四月に代金を拂うた事に成つて居る事である。四月のはじ

めとしても、本の到着以來一月以上の隔りがあるのと、伊勢商人の本據松坂と江戸とでは、通信や送金の便も、他の地よりは優れて居た筈だから、今少し早く禮狀を出し送金するのが當然であると思ふからである。だがしかし、本は二月中に到着しても、其れを讀みて批判するには相當の日數もかかる事であり、其の他にも事情ありて、四月に入りて送金したから、手控には「丑四月」と書いたと見れば、不思議な事も無くなる。四月に出した金と狀とが眞淵の所へ届き、それに對し眞淵が五月九日附書狀を出したのも、時間的に妥當である。さて此の宣長に送つた古言梯は、其の後何う成つたか、若しや松坂の鈴屋に現在でも保存せられて居はせぬかと思ひ、遺蹟顯彰會へ照會したが、同會には無いとの事、若し存するとすれば、東京の本居清造氏の方に存するか。

眞淵は出版早々の古言梯を、宣長や梁瀧やに送つたと同時に、恐らくは各地の門人達にも送つた事であらう。眞淵門の古學を弘める爲めにも、商品として賣りさばく爲めにも、門人共に買はしめる事は當然である。宇治の尙賢も亦入手して居る。其は蓬萊雅樂師尙賢が、明和六年七月十四日^{此の年月日は尙賢が書簡に記入してゐたので}落手した七月四日附眞淵の書簡により知られる事であつて、此の書簡は三月廿五日附尙賢書簡に對する眞淵の返書であ

る。此の書中で眞淵は次ぎの如く云つて居る。

古言梯の事承候、魚彦はさせる力なきものながら、此事を精入候て、一わたり出来しもの也、丹齋翁も御見候て、あしからぬものとの事、おのれにして覺侍り、されど甚非事も聞○希云本ノマ、或は問字の誤ひ○希云本ノマ、或は問字の誤か○希云本ノマ、或は問字の誤さらば○希云本ノマ、或は問字の誤「まゝ」と調○希云本ノマ、或は問字の誤むべし、有之、第一阿伊宇延乎をゑに誤りつるを、先にはよくも見ず、春の末に見當、其外も改させ候ひし也、誰も〳〵さる類多く侍り、己が冠辭、最前多々改候へども、猶あしひきとさす竹を、よくも心得ざりしに、漸此春心得て改侍れば……

丹齋と云ふのは淡齋にて、尙賢の妻の父谷川士清である。眞淵が恐らくは正月あたりに、古言梯を尙賢に送り、其れが二月中に尙賢の手許に届き、尙賢は其れを妻の父谷川士清其の時六十一歳にも見せ、「あしからぬもの」との評を得たので、其の事や、其の他古言梯に關する事共を（恐くは、梯の惡しき點などの批判であらう）書いて、三月廿五日附で眞淵に送つたので、其れに對し眞淵が書いた返書が、七月十四日に尙賢の許に届いたのである。五十音圖の事を眞淵が云つて居るのは、餘程これが苦に成つたからであるらしい。此のアイウエヲの誤を「春の末」に見付けたから、是れを訂正せしめ、其の他の悪いところも改めさせたと云つて居るのは、宣長あて五月九日附書簡に「魚彦に

訂正するやうに注意したが、魚彦は四月に上方旅行に出たから、直して居ないだらう」と云つて居るのを参照すると、たゞ口で訂正を勧めただけであり、版木を訂正したのでは無いやうである。但し魚彦は旅行に出る前に、版木の訂正を書肆に命じて置いたので、此の頃にはすでに版木の訂正も済んで居たかも知れない。尤も明言は出来ない。（眞淵書簡に見える古言梯は、宣長・梁滿・尙賢・植田七三郎に送つたものゝみであるが、此の中の梁滿と尙賢との得た本が、偶然にも家藏に歸したのである。尙賢の本は士清も愛婿より借りて一見したと認められるものであるから、自分は此の本を手にして、一層興味深く感ずるのである。）

五

とにかく眞淵の手簡や、宣長側の記録によると、古言梯刊行當時の事情は左の通りである。

明和五年六月十七日（眞淵書狀） 今度古言梯を出版する、

秋中に出来る豫定。

明和五年中元以後頃（眞淵書狀） 近日古言梯開版出來の由

● 昭和六年正月二十七日（眞淵書狀） 此の頃既に版木出來し

たから眞淵は宣長に送り、粗瀾もあるから、注意してやつてくれと依頼して居る。版木賣出しは正月であつ

古言梯の開版期に就いて

たらう。

明和六年二月中旬頃。此頃、古言梯は松坂へ届いて居るだらう。

明和六年二月廿日眞淵書狀。眞淵は此の時參州吉田の鈴木梁滿へ古言梯を送つたらしい。

明和六年三月十七日。鈴木梁滿の許へ、古言梯版本届く。

明和六年三月廿五日。蓬萊雅樂尙賢も、古言梯版本を士清に見せた由を、此の日附の眞淵宛書狀で眞淵に報告して居る。

明和六年四月。宣長、古言梯の代金五匁支拂を手控に記入す。此の時眞淵へ送金したのであらう。此の批判を書いた書簡も此の時一緒に送つたのだらう。金と書狀とは五月初めに江戸に届いたらう。五月初めの刻着と見るは、眞淵が五月九日附書狀で「先月之芳示……到来」と云つて居るのを、先月附の芳示、即ち四月附宣長書狀と見るからである。

明和六年五月九日。眞淵書を宣長に送り、宣長の古言梯に對する批判を容認して居る。此の狀の文によりても古言梯が、魚彦長年の苦心の勞作で、それが漸く開版せられた趣きなる事を察知できる。

宣長が古言梯を入手した事情は右の通りである。又宣長の入手事情により窺はれる古言梯の刊行事情も右の通りであり、早く開版せられた本を早速眞淵が送つた事は認められるが、早く明和二年五月に出版せられて居た古言梯の版本が品切れに成つて居り、其れが今度刷れたから送つてもらつたと云ふ様な事情はこれらの書簡からは全然想像も出来ない事である。又明和二年五月に彫刻が完成して居たとすれば、眞淵は何か譯があつてまる二年半も宣長に秘して居た事に成るが、眞淵がいくらかくしても、古學者に取りて貴重な古言梯が、宣長や其の一門の人々の目に觸れぬ筈が無い。眞淵が宣長にかくすと云ふ理由も無い。自分の著述では無いが、門人の著述に誤がある時は師匠の恥でもある、同門の事だから、助けてやる心で吟味してやつてくれと著者魚彦のために依頼して居る事こそ、師としての態度であり、斯く云つて居るのにより、宣長が古言梯に接したのは、此の時が最初であり、其れは此の時、はじめて刊行せられたが爲めである事が看取できるのである。しかして鈴木梁滿が眞淵から送つて貰つた本が、參河吉田の梁滿の手に届いたのも同じ年の三月十七日であり、宣長が二月中旬頃入手したのと、大して變りが無い。これも、其の頃、刻版が完成したから、眞淵より送られたのだと見て支障が無い。尙賢が、眞淵より送つ

て貰つた本を士清に見せなどした後に、眞淵に手紙を出したのも三月廿五日である。尙賢も大體同じ頃に入手したのだ。宣長の場合でも、梁瀾や尙賢の場合でも、眞淵が發本して居るのは、宣長や梁瀾尙賢が、著者魚彦を知らなかつたからだと見る可きであらう。宣長の如きは眞淵の門人であつたとは云へ、對面したのは寶曆十三年五月廿五日の唯一夜のみであつたのだから、まして同門の人と云つても對面する機會は殆んど無かつたのだから、斯う云ふ場合に眞淵が仲介者の地位に立つたのも當然である。梁瀾や尙賢の古言梯が、同じ須原屋本であるのも當然である。宣長が送つて貰つた本も此の種のものであつたらう。

とにかく、古言梯が出来たのは明和六年の正月頃で、其れを宣長が入手したのは明和六年二月頃であつたと信ぜられる。しかも國語學書目解題などは明和二年五月の刊記——實際の刊行年月よりは正に三年半も前の日附である——ある河内屋本が存すると云ふのである。これは何故であらうか。二年五月本を見ない自分は、上述の如き刊行事情の穿鑿の結果、眞向からさう云ふ本の存在を否定したのである。しかし乍らさう云ふ刊記ある本を突きつけられたとすれば「何か簡略上の理由で、然う云ふ不正を敢てしたのだ」と云ふ他は無い。ところで、其の二年五月版は大坂の河内屋源七郎版だと云ふ。大坂版ならば、當

古言梯の開版期に就いて

然本屋中間の承認が必要だから、享保以後大坂出版書籍目録にも出て居さうなものが（尤も此の目録にも遺漏は有るが）、明和元年から二年へかけての所にも、又六年頃までの所にも、古言梯の名は見えない。これから見ても三年五月の河内屋源七郎版は否定したい。

とにかく、明和二年五月刊行と明記した河内屋版が事實存在するにしても、古言梯の開版成功が、明和六年正月頃であつたのは間違が無いと思ふ。或いは五年十二月頃であるかも知れぬが、自分は、版本は十二月に完成して居たとしても、本の賣出しは正月であつたらうと見たい。しかして版元は江戸の須原屋であつたのだらう。家藏の梁瀾本や尙賢本が此の時の本であつたのだらうと思ふ。

然らば、此の本に第一次的訂正が加へられ、昔岡が「あいうえを」と改められ、本文十三丁裏「愚」の下に割註が加へられたとした^{すべて下線を改む}のは何時か。此の種の本は題箋に「再考」とは無いので、自分が「不記再考本」と呼ぶものだが、此の本には發賣年月が無いので訂正期が判りかねる。既述の如く明和六年四月に上方一覽に旅立つて伊勢參宮もした魚彦が、旅立つ前に、版本の訂正を命じて置いたか何うかは全く判らない。或いは松坂で宣長に對面し、さて江戸へ歸つてから訂正せしめたの

古言梯の開版期に就いて

であるかも知れない。もし其の通りであるとすると、版本の訂正は先づ六年末までぐらゐるか。此の不記再考本に、さらに八條の訂正が第二次的に加へられて、題箋に「再考」と附記せられるに至つたのは、さらに其れより後の事である。

六

古言梯の開版完成の事とは關係が無いが、宣長が古言梯の名を聞いた最初の事情につき言及するに、明和元年九月十三日附眞淵書簡に

追而

語意を可遺所に、書寫埒明かね候へば、近日あとより可

遺候、古言梯のみ遺候

とあるのが、最初であるやうだ。此の書簡は例により年が不明なのだが、文中に夏以來移宿之事云々と云つて居るのが、明和元年秋に濱町山伏井戸の新居、即ち所謂「縣居」に移つた事を指すのであるのは云ふまでも無いから、此の書簡は明かに明和元年九月十三日のものである。古言梯は此の年の「八月にあつめ終」つたものであるから、其の完成した本の寫しを宣長に送らうと云つたのであらう。しかし古言梯刊本に關する眞淵の言や、眞淵の言から窺ひ得る宣長の言から見ても、又語意を、眞淵は宣長に見せる、送ると何度か云ひ乍ら、結局は送ら

四〇

ずに終つた事宣長は谷川士磨から、明和八年陰月頃に信じて其の時はおぼへて語及せられたのであるから見ても、古言梯の寫本を、宣長が見せて貰つたとは決して認められない。

此の古言梯が成立するのに役立つたのが新撰字鏡である事は、明和五年六月十七日附、宣長純眞淵書簡で窺へる事であるが、此の新撰字鏡は、寶曆十三年春、眞淵が田安家の命で、村田春郷・春海兄弟を伴ひて山城・大和・伊勢等を巡歴した時、京の書肆で入手し、春海に買はしめたものであるが、ついで下ら註の事さへも誤りのがある。宣長も、眞淵より新撰字鏡の名を聞いて借用を申し込んだものゝ如くである。其の時眞淵は次のやうに返事した。

新撰字鏡は門人之本有之、手前にはいまだうつさせ候はず候、かり候て爲可遺候、神樂催馬樂等の書、是も先年京にて見出候時、富家共に爲調候、何れも甚高直に調候事故、其書みだりに他へは遺しがたく候へども、貴兄は格別に存候間、此度先神樂部を遺候

門人の本云々は、春海に買はしめたのであるから斯う云つて居るのであつて、眞淵は轉寫はして居なくても、春海の本を手許に於いて自由に使用して居た事であらう。此の狀は三月十七日附のものだが、何年のものか判らぬ。岡部氏は明和五年のものせられるが疑問である。明和五年六月十七日の狀に於いて

しるす新撰字鏡と古言梯との關係を述べて居るので、其れについて宣長が新撰字鏡の借用を申込み、眞淵が、高價で入手したのが貴兄の事だから寫させて送ると云つたのだと見ると都合が可い、然うすると眞淵の返書は、昭和六年三月十七日附のものとなる筈である。が昭和六年五月九日附眞淵狀以前に、三月十七日附狀が送られたと見るのも落ちつかぬやうである。或いは、四年とか三年とかのものか。

此の新撰字鏡に關する眞淵の書簡は、今一通、落葉雅樂即ち荒木田高賢に送つたものがあり、丘崎俊平の享和刊本字鏡の卷末に載せられて居るが、これも十二月廿日とあるのみで年が不詳であるから、書簡集編輯の岡部氏は内容より、

古言梯は、明和元年八月に成り、本居翁には寶曆十三年五月初て送へり、彼是を參照して、寶曆十二年なるべしと推定せり。

と云はれるが、是れは甚しい誤である。これを寶曆十三年の狀とすると「二頁」に

松坂健庵へも御面談之由、才手と御座候得とも、いまだ學業不_レ風、何_レも宜_レくなれかしと存候事也

とあるのを、門人ならざる他人としての宣長に加へた人物批判と見なければならぬが、然う云ふ事は認められない。これは無

・古言梯の掲載期に就いて

論入門した門人宣長に對する臨評眞淵の言と見る可きである。

しかも入門早々の宣長に對する批判と見るよりは、入門後、少くとも一・二年も経つて、質疑書の度々の提出により、眞淵が宣長の才學を相當に認めた頃の言と見る可きである。次ぎに書中で新撰字鏡につき「拙者方も新寫之本にて候……近々上京の節寫したるを得候」と云つて居るが、これも新撰字鏡を得た寶曆十三年春より少くとも二三年も経つてからの言と見なければならぬ。要するに、何れにしても此の十二月廿日附狀は、早くとも明和元年、恐らくは、二年か三年頃の狀と見たい。三年とすると、新撰字鏡を入手したのや宣長が入門したのは、三年前の事と成る。明和二年の狀とすれば二年前と成る。しかして此の狀に、冠辭考の改正の事が見え、「青旗のお坂を直し、其外少々の訂正を加へた事が甚多い、しかし、志長烏のことは、いまだ版本は訂正して居ない」と云つて居る。冠辭考の版本に手を加へて改正したのは明和二年と四年との二度 石井正綱氏「遺稿」の改正に就いての跋 であり、「青旗之忍坂山」の訂正は明和二年である。此の狀が冠辭考の改正を云つて居るのは、何うやら改正直後の事であるらしい點から、按ずるに、明和二年十二月廿日の狀であらうと思ふ。

七

・ 古言梯の開版期に就いて

最後に眞淵の使用した五十音圖に就き言及する。寶曆七年六月に成り、同年中に刊行せられたと云ふ冠辭考刊行年は國語學刊行年月は存せないのであるが、寶曆が入手したのは寶曆十二年一月であるが、寶曆の刊行は多少後れるので無いかと推して居る。寛政七年の刊行かと云ふ説が辭典に見えるが、これは以ての他の説である。石井氏が紹介せられた岩崎文庫本は無刊記である。に見えろ音圖は、ア・ヤ・ワ三行が

阿伊宇惠袁

也伊由延興

知爲宇惠於

と云ふ風に誤られたものであつた。これは各行のはじめに見えるものである。題箋のは「あいうえを」に「わ」が本文と一致しないのである。従つて冠辭考の序文の次ぎの附

言で「猶盡しがなき物は語意考にいひてこゝに略けり」と云ひ寶曆十年十月に記した菰葉集大考の中で「おのれ語意ちふ物しるして別にあり」と云つて居る「語意」(又語意考)の音圖も

「寶曆十一年八月加茂眞淵記」とある九州帝大音無文庫所藏の寶曆十一年本此の本の事、世月清庵氏が「語意考」の成立過程を示す二二の附本について(文庫研究、昭和十四年十二月號)で紹介して居る。

では、自分が「版種致」の末尾で「初期の語意の音圖は、古言梯初版本と同じであつたらう」と推定した通り

阿以宇惠袁

也伊由延興

知爲宇惠於

來出來次第可遺候」と云つて居る明和二年三月再考本と見られるものゝ案が判明したのは、語意考の書誌としては喜ぶべきである。だが松田氏の紹介は、笹月氏とは異り、五十音圖の一行が何う成つて居るか、又其の音圖を何と呼んで居るかと云ふ事には觸れて居られず、從つて語意により窺はれる眞淵の音圖に對する見識は、其の本を見ないものには判らないので、直接にお伺ひしたところ丁度、其の頃新に出版せられた氏校訂の岩波文庫本「語意書意」を惠投せられ、且つ魚彦本の音圖に就いて教示^{七月四日附}せられた。魚彦本では、自分が想像して居た通り「五十聯音^{伊ッ良乃古惠と誤}」とありて

阿 伊 宇 延 袁

也 伊 由 衣 興

和 爲 宇 惠 於

と成つて居り、完成本と同じである。音圖のエエの訂正は、とにかく明和二年三月まで溯り得る事が判明した。ところで松田氏は、寶曆十一年八月本と、明和二年三月魚彦本との間に、今一種の稿本の存在を認めて居られるが、(岩波本解説に見ゆる)(1)(2)(3)(4)の諸本の事)其れらの成立年は、諸本に何とも書いてないので、判らない。だがとにかく明和二年三月本よりは前の稿

古音梯の開版期に就いて

本であるから、其れらの本に於いて五十音圖の名稱や音圖のヤワ三行が何う成つて居るかに就いて、重ねて教示を仰いだところ、音圖の方は比較的軽く見られたので、氏の御手許に無き其れらの本については明言できないが、やはり五十聯音とあり

安 以 宇 延 遠

也 伊 由 衣 興

和 爲 宇 惠 於

とあつた様に記憶して居られる由である。但し「學苑」^{昭和十六年七月號}に出された「語意の成立」には、明確に斯く成つて居ると書いて居られる。かくの如く眞淵は、寶曆年中まではアイウエヲ・ヤイユエヨ・ワキウエオ式音圖を信じて使用し居り、遅くとも明和二年三月には成りては、ア行のエを改めてアイウエヲ・ワキウエオ式音圖に改めて居たのであるが、何故か、古音梯がアイウエヲと誤るのを注意してやらなかつたのである。是れに就いて、眞淵は、宣長がアイウエヲの誤を指摘して來たらしいのに對する明和六年五月九日附書簡や、同年六月頃に尙賢に送つた狀の中で、春の末頃に成りて古音梯が誤つて居るのに氣附いたから、訂正を注意して置いたと辨明して居るが、門人の著述に悪い所があるならば、其の師たる自分の恥でもあると宣長に云ひ送つて居る眞淵が、正月に版本が完成して賣り出してか

ら、春の末即三月末に成るまで氣附かず、三月末に成りて、漸く氣附いたと云ふ様な事が、事實であるとは想はれない。自分は想ふに、眞淵は語意考ではアイウエヲと改めて居たにしても、其れは然う改めるに足るだけの理由があつた譯でも無く、悉曇家で用ゐるのがアイウエヲだから、其れに據つたと云ふだけで、眞淵としてはア行のエがエであるかエであるかに就いては、確固たる自信も無かつたので、古音梯がアイウエヲと書いて居ても、其れを強ひて改めさせる事も得せずして黙過し、さて發賣後、古音梯を見たものの中に、此の誤謬を指摘し來つたものがあつたりしたので、再び單に悉曇家の説によりアイウエヲと改めるに至つたのだらうと想像するのである。眞淵に對しては同情なき解釋であるが、是れが眞相に近いだらうと思ふ。

一體假名音圖に於けるエエえ・オヲおをの所屬、眞假名音圖に於ける衣延惠於遠の所屬は、漢字音（假名音圖では其の假名の出來た原漢字の音）の本質を究め、他方、音圖としての各字の音價（即ちア行は母韻にて他は同行同子音であると云ふ事）を正しく認識すれば決定出來る事にして、古音梯の出た頃にはまだ氣附いて居なかつた宜長も、後には、誤られた韻鏡に據りつゝもオヲ於乎の音價を検討して、從來錯置せられたまゝであつたオヲの所屬を訂正すると云ふすばらしい仕事を完成したの

であつた。だが眞淵としては、そこまでの力が無かつたのだから、語意では悉曇家の音圖に従ひ乍ら——故に假名音圖としてはオヲの錯置だけで済んで居る——古音梯がア行に惠を書く事を、大目に見のがすはかは無かつたものであらう。

さて以上數節にわたりて述べた事は、(一)鈴木梁滿の事(二)古音梯の開版完成賣出しは明和六年正月であらうと云ふ事、(三)宜長と新撰字鏡(四)眞淵と五十音圖の四頂である。(昭和十六年七月十二日稿)